

DV対策について検討を進めていく主な論点（案）に関する意見

令和2年2月14日
女性に対する暴力に関する専門調査会
阿部 裕子

報告と意見をお伝えします。

1. DVと虐待について

1) DVの一時保護を受託している団体としては、昨年の千葉県野田市でおきた父親による虐待死事件の影響が新たな被害者の掘り起こしにつながった感があり、増加傾向にある。妻もDV被害者だったことが伝わると我が身に重ね合わせたシェルター利用者は「他人事とは思えない」「とても怖い」と訴えてきている。

2) 事例（Aさん母子）

3人の子どもを連れてシェルターに保護されたAさん、夫のDVは交際中からあったものの「子どもができれば暴力は治るかも」と思ってきた。しかし、第2子を出産したころから夫は子どもにも暴力を振るうようになり、夜泣きをする子どもを怒鳴り、口答えすれば蹴飛ばした。止めに入ろうとすれば暴力はエスカレートする。これまでAさんは、家庭内で絶対的な力を誇示していた夫の機嫌を窺い、子どもと自分を守るため、お父さんを怒らせないように子どもたちに言い聞かせ、その場を取り繕ってきた。誰にも相談できないまま、身動きがとれなかった。このケースは、子どもの体のアザを発見した学校の通報で児童相談所に繋がり、一時保護になった。Aさんは、子どもを連れて家を出たいと考えていたが、夫に見つかった時の報復を考えると行動が起こせなかった、と言う。DV被害者は、夫への恐怖心からSOSを出せなくなって踏みとどまってしまうのだ。県女相を中心に関係機関が連携し、Aさん母子は母子施設へ移動できた。

3) 同じ家庭内でDVと児童虐待が同時に発生しているケースが多い実態から、連携について全国の好事例を集めて共有化させてほしい。

2. 当団体では、トランスジェンダーの当事者から一時保護依頼を受けたが該当する自治体で居所設定することができ、急性期を乗り越えたが、DV被害や家族からの虐待を受ける性的マイノリティの当事者の一時保護や支援についても具体的な好事例を集約して共有させてもらいたい。

DV対策について検討を進めていく主な論点(案)に関する意見

令和2年2月 14 日

女性に対する暴力に関する専門調査会

種部 恭子

①通報および保護命令の申し立てが可能となる被害者の範囲の拡大

性的暴力はその結果として望まない妊娠をもたらすものであり、以下のような状況から、身体的暴力と同等に扱うべきと考えます。通報及び保護命令申し立ての対象とすべきと考えます。

- ・妊娠により、または産後に、暴力がエスカレートすることが多い。
- ・妊娠により合併症等により死亡するリスクが一定割合で発生する。
- ・救急を受診した DV 被害者に関する米国の疫学研究で、緊急避難等を考慮すべき状況には図 1 のようなものがあり、うち 3 つ以上当てはまる場合は生命の危機が迫っていたことが報告されている。妊娠はリスクを高く評価する要素である。
- ・性的暴力により妊娠している場合、胎児にも影響を与える可能性がある。

図 1 リスクの高い状況

(3 つ以上当てはまる場合は緊急避難または入院を考慮)

- ・ 直近の 6 カ月で身体的暴力の程度・頻度が増悪している
- ・ 加害者が凶器を使用した/凶器を使って脅した
- ・ 首を絞められたことがある
- ・ 殺されるかもしれないと感じる/殺してやると言われた
- ・ 妊娠中に殴られた
- ・ 被害者が逃げようとしていることを、加害者が知った

(Snider C et al. Acad Emerg Med 2009)

②加害者更生のための指導及び支援の在り方

面会交流を行う際にリスクの十分なアセスメントが必要です。加害者更生プログラムを実施しながら面会交流の可否を見極めるのが効果的ではないでしょうか。

③DV 対応と児童虐待対応の連携

DV と虐待はセットで存在すると認識し、一緒にアセスメントを行う仕組みが必要です。父が虐待加害者で DV 加害もしている場合、父が DV 加害者で母が虐待の直接加害をしている場合、父が虐待加害者で子も一緒になって母を攻撃している場合など、母親のリスクもあわせて正確なアセスメントができる仕組みが必要だと思います。

④被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について

一時保護に際し、スマホ、車の使用が認められないことが、支援につながることを忌避する要因になっていると思います。

母子父子寡婦福祉貸付金の申請や公営住宅入居時に連帯保証人を必要とするため、借りることができていません。

生活保護申請の際に車の所有が認められないため、生活保護を受けない選択をしているケースを良く見受けます。地方では車なしに就業はできません。

⑤逃げられない／逃げない DV 対応について

まずは一旦別居して自尊心の回復を試み、加害者には加害者更生プログラムを受けさせる、など、別れる以外の介入を考えることはできないでしょうか。

児童手当が世帯主にしか支給されない市町村があります。経済的暴力で生活費を渡されていない場合に、生活は被害者のパート労働賃金でギリギリ賄っている状況を良く見受けます。児童手当も世帯主が使い込んでしまうため、DV があると認識された場合は被害者側に支給することを市町村に求めているかがでしょうか。

⑥その他

望まない妊娠で人工妊娠中絶を希望している場合、中絶には配偶者の同意が必要です。配偶者が中絶に同意しない場合は出産を強要されることになるため、本人の同意だけで中絶が可能とするよう、母体保護法の改正を検討すべきだと思います。

①で述べたように、性的暴力による妊娠の場合は医師からの通報が可能とし、配偶暴センターが被害を認知した場合は事実上「配偶者から同意を得ることができない場合」と解釈されるように運用することも一つの方法だと思います。

DV対策について検討を進めていく主な論点についての意見

令和2年2月14日
女性に対する暴力に関する専門調査会
納米 恵美子

① 通報及び保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について

通報の努力義務の範囲及び保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲を拡大することについては、基本的には進めるべきであると考えます。以下は、その前提での意見です。

- 通報及び保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲について検討する以前の問題として、通報件数、保護命令の発令件数が減少傾向である理由を分析する必要があります。
- 法付則検討条項の範囲ではありませんが、保護命令については、緊急命令制度の検討や、加害者退去のデフォルト化の検討も必要であると思います。
- 法第6条1項および2項にもとづく通報の現状についての情報は件数を除いて、あまり知られていない状況であると思います。通報が被害者支援、加害の抑止につながっているのか、現状分析が必要であると思います。
- 通報と同時に、DVを見聞きした人（加害者の知人、友人など）が、暴力が深刻化する前に早い段階で加害を抑止する働きかけを行う2次予防的アプローチ（バイスタンダー・アプローチ）についての広報啓発を検討していただきたいと思います。
- 精神的な疾患、不調も暴力による「疾病」として扱えるのではないのでしょうか。勤務先の相談窓口には、配偶者からの暴力による「心身への影響」と分類される相談がもっとも多い状況です。医師の診断書等により客観性は担保されると思います。
- 避妊に協力しないなど望まない妊娠につながる場合はもとより、幅広い年齢層の女性が配偶者から性的暴力を受けています。性的な求めに応じない場合に、身体的な暴力を振るわれる事例は多いです。暴力がある場合のプライバシー保護は、関係の中で力を持つ立場の側を守り、弱い立場にある側が助けを求められない方向に作用します。

② 加害者更生のための指導及び支援の在り方について

- 令和元年度「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業報告書」P35～39の通りです。今年度事業の成果に期待しています。
- 加害者への働きかけを本格的に行っていくためには、態勢の整備が不可欠です。態勢の整備なしには、質的担保も望めません。予算の確保が必要です。

- 加害者が逮捕された場合の釈放時、服役した場合の出所時に、再被害が生じないようにしてください。現状では、こうした場面ではリスクが高まり、被害者が避難しなければならないといった事態が生じています。刑事司法による対応は、加害者に反省を促し、更生させることを目的としていると理解しています。服役中の更生プログラムなどによって、再暴力の発生を抑止してください。

③ DV 対応と児童虐待対応の連携について

- 関係する省庁で、それぞれに調査が行われている現状と承知しています。合同での調査検討が望ましいと思いますが、各調査を統合して、総合的に俯瞰する立場からの分析・検討を行うべきだと思います。
- 現状では、DV 対応を行う部署・機関と、児童虐待対応を行う部署・機関それぞれの現場で、お互いの業務の進め方について知らない場合が多い状況です。合同研修、相互研修等を行ったほうがよいと思います。
- 児童虐待の「通告」と「情報提供」が異なったニュアンスで使われています。この点について、国において整理して自治体に伝えていただきたいと思います。
- 法によれば、児童虐待の通告先は、福祉事務所若しくは児童相談所です。児童相談所への通告のみが「通告」と理解されているくらいがあります。この点についても、国として、考え方を自治体に伝えていただきたいと思います。
- 要保護児童対策地域協議会以外の場面での、DV 対応と児童虐待対応についての情報共有の在り方の整理が必要です。配偶者暴力相談支援センターは、児童虐待を発見したときには通告義務がありますが、逆に、児童相談所を含む関係機関に対して、相談者の家族の状況や他機関での支援の経緯を照会する権限がありません。配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の機能を同じ組織が担っている、両者が同じ建物内にあるなどの例はありますが、だからといって、DV 対応側が虐待対応側に情報照会することが法的に認められているわけではありません。現状では、この点があいまいなままに、実行対応が行われていると思われる場合もあり、きちんとした法的整備が必要です。
- 児童虐待で多い0日・0か月・0歳の死亡事例の背景には、特定妊婦としても把握される以前に、女性が一人で出産し、子を虐待死させている場合が少なくないことが知られています。行政の支援につながれずに女性が一人で出産に至る背景に、支援につながれない事情や、パートナーからの暴力がある可能性が考えられます。母子保健との連携強化が必要であると思います。
- DV 被害者は多様です。子どもがいない人も被害に遭っています。その点が忘れられないようにしなくてはならないと思います。

④ 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について

- DV 被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業の成果に期待しています。

⑤ 逃げられない／逃げないDV 対応について

- 転居はだれにとってもかなりの負担です。まして、暴力を受けている状況では、負担は増すと考えられます。被害者が逃げることをデフォルトとする支援は、被害を受けた側がそれを負担することを余儀なくします。暴力に対して責任がある側がその場から退去するべきです。
- DV 被害者は多様です。就業している場合も少なくありません。被害者が逃げることをデフォルトとする支援は就業継続を難しくし、支援そのものへのアクセスをためらわせる原因になります。
- 情報通信機器の発達、面会交流をめぐる状況等によって、被害者が加害者との接触を完全に断つことは、現実的に難しくなっています。3 次予防として、暴力を再発させない取組が必要となっています。

⑥ その他

- DV は年齢、社会階層を問わず、起きていることがわかっています。子の有無、就労、収入等、DV 被害者の状況は多様です。多様な状況に配慮した対応が必要です。
- 配偶者間の殺人の検挙件数は、ほぼ横ばいです。DV による死亡事例の検証を行い、殺人につながるリスクを突き止めていただきたいと思います。
- 一時保護を含む配偶者暴力相談支援センター等での支援が、奏功した（再暴力被害を防いだ）のかどうかについて、検証が必要であると思います。現行では、相談が一時保護につながったことが「支援の成功」と考えられている向きが多いと思います。

DV対策について検討を進めていく主な論点（案）に関する意見

令和2年2月14日
女性に対する暴力に関する専門調査会
原 健一

① 通報及び保護命令の申し立てが可能となる被害者の範囲の拡大（附則検討条項）

- ・通報に関しては、医師や第一発見者になりやすい職種の方々に、改めて、本人の承諾があれば専門機関への通報が守秘義務違反にならないことを周知すること及び、その承諾書等の書式作成を検討すること。また、目の前で暴力が振るわれている場合は、警察への通報を行うことなど、今一度、整理が必要かと思われる。

加害者は、警察に自己のDVが発見された場合は、その後の暴力の抑止効果が高まるケースが多いことを理解してもらい、基本は「通報すること」を周知徹底したい。

- ・保護命令の申し立てが可能となる被害者の範囲の拡大については、「脅迫」以外の精神的暴力の被害者も含むようにする。生活の本拠を共にする相手からの暴力被害者の保護命令申し立てについては、同居期間が短い場合など、生活の本拠を共にしていたことが認めにくい場合でも、ストーカー規制法違反より、保護命令発令の方が今後の支援に適している場合の、ケースの柔軟な取り扱いについても検討を行う。

② 加害者更生のための指導及び支援の在り方（附則検討条項）

- ・DV被害者支援の枠組みがもっとしっかりとて、被害者支援の対応能力をもっと上げることが先に必要と思われる。DV被害を訴える人が増えれば、その流れにおいて、DV加害者プログラムに参加する動機付けがうまれると思う。
- ・加害者更生プログラムを誰が行うのか、そのリスクアセスメントは誰が行い、どのような手法が良いのか。また、ケース毎の対応の違いやその人の特性に合わせたプログラムの実施ができないか、いくつかのケースを想定して、いかにプログラムまでにつなげるか、途中脱落しないようにプログラム受講の動機付けをどのように維持するか等、また、児童相談所との連携において、父親プログラム実施の道筋など、課題は多い。

③ DV対応と児童虐待対応の連携

- ・母親支援と子どもの支援を同時並行で行うことや、支援の足並みを揃え、情報共有を行えるよう、守秘義務規定の見直しなど、現場における連携がスムーズになるようにすることや、配偶者暴力相談支援センター職員の待遇改善、有資格者を積極的な採用要件にするなど、専門職者の存在が必要であり、各関係機関をつなぐコーディネーター役も必要であろう。
- ・児童虐待の発見初期の、児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールを用いる際に、配偶者暴力相談支援センターの職員も入るなど、可能な限り、協働する。

④ 被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携について

- ・今後、婦人保護事業のあり方にも関わってくると思われるが、様々なニーズを持つ被害者に対して、支援メニューを増やせるよう、支援者の対応能力の底上げと多職種連携や、時に、アウトリーチの手法（DVで離婚した母子家庭の訪問支援など）を用いるなど、人のつながりを中長期に続けて、回復プログラムを行えるような仕組み作りも必要と思われる。

⑤ 逃げられない／逃げないDV対応について

- ・子どもがいるケースと夫婦のみのケースでは、対応方法も変わると思われる。まずは、子どもの安全を最優先に考え、家事・育児支援など母親の疲弊、孤独感を軽くすることや、就労支援から軽い作業で、スモールステップで自信の回復につながるよう支援する。
- ・母子保健師と配偶者暴力相談支援センター相談員等が、少人数で本人を交えたケース会議を行うことで、例えば、「オープンダイアログ」の手法を用いて成果が出せるような自己決定を促す取組みを地道に行うことも必要。

⑥ その他

- ・ACE研究にあるように、DVや児童虐待等の小児期逆境体験を公衆衛生の問題として、医師等の協力を得ながら、調査研究が日本においてもできないだろうか。
- ・多職種連携の中に、学校との連携のあり方を整理して、学校と外部機関がつながりやすいようなスキームも改めて見直す必要がある。